

会議録
令和元年第2回更別村議会臨時会
第1日（令和元年5月8日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 仮議席の指定の件
- 第 2 会議録署名議員指名の件
- 第 3 選挙第 1号 議長の選挙の件
- 第 4 会期決定の件
- 第 5 選挙第 2号 副議長の選挙の件
- 第 6 議席の指定の件
- 第 7 選挙第 3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙の件
- 第 8 選挙第 4号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙の件
- 第 9 選挙第 5号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙の件
- 第10 議案第21号 監査委員の選任につき同意を求める件
- 第11 議案第22号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第23号 平成31年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件
- 第13 議案第24号 平成31年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件
- 第14 議案第25号 平成31年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第15 議案第26号 平成31年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第16 議案第27号 平成31年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第17 議案第28号 平成31年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第18 議案第29号 監査委員の選任につき同意を求める件
- 第19 緊急質問
- 第20 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山 猛	副村長	森 稔 宏
教育長	荻原 正	農業委員会長	道見 克 浩
代表監査委員	笠原 幸 宏	会計管理者	小野寺 達 弥
総務課長	末田 晃 啓	総務課参事	渡 辺 伸 一
総務課参事	女ヶ澤 廣 美	企画政策課長	佐 藤 敬 貴
産業課長	本内 秀 明	住民生活課長	佐 藤 成 芳
建設水道課長	新 関 保	保健福祉課長	安 部 昭 彦
子育て応援課長	宮 永 博 和	診療所事務長	酒 井 智 寛
教育次長	川 上 祐 明	農業委員会事務局長	小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋 祐 二	書記	平谷 雄 二
書記	鐘水 千 恵	書記	小野山 果 菜

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○事務局長 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第170条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

出席中、松橋議員が年長者でありますので、ご紹介します。

○臨時議長 ただいま紹介をされました松橋です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回更別村議会臨時会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和元年第2回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては、時節柄大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、このたびの更別村議会議員選挙におきましてご当選を果たされました議員の皆様は心からお祝いを申し上げます。まことにおめでとうございました。村民の代表として選出された皆様は心からの敬意を表するとともに、議会と行政がそれぞれの役割を果たし、文字どおり村政運営の両軸となって村民の信頼と負託に応えてまいりたいと考えております。

私も村長として2期目の重責を担わせていただくことになりました。時代も平成から令和となり、今日の内外の厳しい情勢や本村の山積する課題解決、さらには豊かで持続可能な村づくりに向けて、本当に身の引き締まる思いであります。行動すべきは今の理念のもと、村民の皆様にお約束した公約実現のため誠心誠意取り組んでまいる所存であります。議員各位の皆様は格別なるご指導とご鞭撻、ご協力を切にお願い申し上げます。

本臨時会は、選挙後の初議会となるものでありまして、議会より付議された議会構成、私からは監査委員の選任、条例改正の件1件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算5件について議会の同意をお願いするものであります。

なお、本日をもちまして森副村長が任期満了となりました。これまで1期4年間、私のパートナーとして、また村政執行のかなめとしてご尽力いただきました。心より感謝とお礼を申し上げます。また、後任の副村長の選任に関しまして人選の調整が間に合わず、今議会において副村長の選任同意議案の提出ができなかったことを深くおわび申し上げます。速やかに議会の同意を得るべく鋭意人選を進めておりますので、人選が整い次第臨時議会

の開催をお願いするものであります。不在期間における村政の停滞を招くことのないよう最大限に努めてまいりますので、重ねておわびを申し上げ、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○臨時議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 仮議席の指定の件

○臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員指名の件

○臨時議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において遠藤さん、小谷さんを指名いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時05分 再開

○臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長 日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長 ただいまの出席議員は8名であります。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に織田さん、上田さんを指名をいたします。

ここで投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

(投票箱点検)

○臨時議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

記載をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

○事務局長 それでは、点呼を申し上げます。1番、遠藤議員、2番、高木議員、3番、織田議員、4番、上田議員、5番、小谷議員、7番、太田議員、8番、安村議員、最後に松橋臨時議長。

(投票)

○臨時議長 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票をこれで終わります。

開票を行います。織田さん、上田さん、開票の立ち会いをお願いをいたします。

(開票)

○臨時議長 選挙の結果を報告をいたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票8票です。

有効投票のうち、高木さん5票、松橋2票、安村さん1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがいまして、高木さんが議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長 ただいま議長に当選をされた高木さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長に当選をされました高木さんから発言を求められておりますので、これを許します。

○議長 ただいま議長選ということで、皆さんの支持を得た中で今期議長に就任をさせていただきました高木です。4年間、皆さんの協力を得た中でスムーズな議会運営に努めていきたいと思っております。

今回3期ぶりに村議選が行われ、2,100票余りの票を各議員に有権者よりいただいたこの重みは、我々議員が一人一人しっかりとかみしめた中で努めていかなければならないと思

っております。投票率も83%超えということで、管内一番という村民の期待の大きさというものをひしひしと感じた中で、これからの4年間をきっちりと村政、議会ともに進めていかなければならないと思っております。もちろん行政との協議、検討、検証、調整、この4つをしっかりと議会の中で進めながら、新しい年、令和の初めの年として、しっかりと更別の将来の村づくりに努めていかないと感ずております。村民の期待と負託、さらに行政の職員とともによりよい村づくりのために頑張っていきたいと思っております。

簡単であります、今議会の就任に当たり挨拶とさせていただきます。4年間よろしくお願ひいたします。

○臨時議長 これて臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございます。

高木議長、議長席にお着きお願ひいたします。

○議長 長 この際、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時41分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 会期決定の件

○議長 長 日程第4、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎日程第5 選挙第2号

○議長 長 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に織田さんを指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました織田さんを副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました織田さんが副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された織田さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長に当選されました織田さんから発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長 ただいま副議長に指名され、就任しました織田でございます。この4年間、議長をしっかりと支えて、素晴らしい議会づくりに努めていきたいと思っております。特にこの更別においては、豊かで住みやすい村づくりを目指していくとともに、またこの議会においては開かれた議会ということで、村民の声を十分に反映できるような村政づくりをしていきたいと思っておりますし、また行政の執行においてはしっかりとしたチェック機能を示すような議会であっていきたいと思っております。またなお、議会運営につきましては、やはり議会運営のルールをきちんと守って、しっかりと皆さんから信頼を持って見ていただける、そしてまた信頼を得られる議会に努めていきたいと思っておりますので、この4年間をよろしく願いいたします。

◎日程第6 議席の指定の件

○議長 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名します。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長 それでは、議席番号と議員の氏名を申し上げます。

1番、遠藤議員、2番、上田議員、3番、小谷議員、4番、松橋議員、5番、太田議員、6番、安村議員、7番、織田議員、8番、高木議員。

以上でございます。

○議長 ただいま朗読したとおりに議席を指定いたします。

この際、午後3時まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午後 3時02分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に委員会条例第7条第2項の規定により、総務厚生常任委員会委員に遠藤さん、上田さん、松橋さん、織田さん、私高木を、産業文教常任委員会に小谷さん、太田さん、安村さん、織田さん、私高木を、議会運営委員会委員に遠藤さん、上田さん、小谷さん、松橋さん、太田さん、安村さん、織田さんをそれぞれ選任いたしましたので、報告いたします。

また、各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

総務厚生常任委員会委員長に松橋委員、副委員長に遠藤委員、産業文教常任委員会委員長に太田委員、副委員長に小谷委員、議会運営委員会委員長に安村委員、副委員長に太田委員、以上のとおり互選された旨報告がありました。

◎日程第7 選挙第3号

○議 長 続いて、日程第7、選挙第3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名推選の発言を許します。

6番、安村議員。

○6番安村議員 指名推選をいたします。

十勝圏複合事務組合議会議員に高木議員を指名いたします。

○議 長 お諮りいたします。

ただいま安村議員より指名がありました私高木を十勝圏複合事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、私高木が十勝圏複合事務組合議会議員に当選しました。

ただいまの選挙の結果、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を受けたものといたします。

◎日程第8 選挙第4号

○議 長 日程第8、選挙第4号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に

したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名推選の発言を許します。

6番、安村議員。

○6番安村議員 指名推選をいたします。

十勝中部広域水道企業団議会議員に高木議員を指名します。

○議 長 お諮りいたします。

ただいま安村議員より指名がありました私高木を十勝中部広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、私高木が十勝中部広域水道企業団議会議員に当選しました。

ただいまの選挙の結果、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を受けたものといたします。

◎日程第9 選挙第5号

○議 長 日程第9、選挙第5号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名推選の発言を許します。

6番、安村議員。

○6番安村議員 指名推選をいたします。

とかち広域消防事務組合議会議員に高木議員を指名します。

○議 長 お諮りいたします。

ただいま安村議員より指名がありました私高木をとかち広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、私高木がとかち広域消防事務組合議会議員に当選しました。

ただいまの選挙の結果、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を受けたものといたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時09分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案第21号

○議 長 日程第10、議案第21号 監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第21号 監査委員の選任につき同意を求める件であります。

村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任同意を求める方は、更別村字更別南1線99番地59にお住まいの笠原幸宏氏であります。生年月日、昭和30年1月20日、64歳でございます。

笠原氏におかれましては、平成27年5月より1期4年にわたりまして、代表監査委員として監査事務はもとより村の健全財政の維持継続、当時懸案でありました行政事務処理、各課の業務や手続の適正化、また厳格な実施に多大なご尽力、ご指導をいただきました。おかげをもちまして村民の皆様の信頼を得ることができました。引き続き監査委員としてお力添えをお願いいたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号 監査委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 監査委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時13分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第22号

○議 長 日程第11、議案第22号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第22号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村税条例(昭和50年更別村条例第3号)及び更別村税条例等一部を改正する条例(平成28年更別村条例第21号)並びに更別村税条例等の一部を改正する条例(平成30年更別村条例第25号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第38号)及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第39号)の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)といたしまして個人村民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者を新たに追加するものであります。(2)として、個人村民税の特例控除額の対象を特例控除対象寄附金(総務大臣が指定する地方団体のふるさと納税)とするものであります。(3)として、所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間に伴い、個人村民税の住宅借入金等特別税額控除について措置するものであります。(4)として、軽自動車税について自家用乗用車にかかわる環境性能割の税率の適用区分を見直すものであります。(5)といたしまして、軽自動車税のグリーン化特例について適用対象を電気自動車、次のページにまいりまして、等に限定するものであります。(6)として、軽自動車税について環境性能割の税率の特例を新たに規定するものであります。(7)として、その他関連条文等の改正並びに法令等の整合を図るために字句を改めるものであります。

なお、佐藤住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村税条例等の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

説明に際しましては、法律の改正によって条や項がずれたりしたものを整備したり、削

除したり、またそれに伴う条、項の繰り上げ、繰り下げ、法改正に合わせた文言整理等につきましては説明を簡略化、または省略させていただきまして、内容が改正された部分のうち主要な部分を説明させていただきますので、よろしくお申し上げます。

それでは、改正後、現行と書かれている新旧対照表の1ページをお開き願います。第1条改正の条例第34条の7につきましては、法律の改正に合わせ特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金、総務大臣が指定する地方団体のふるさと納税とする改正としております。

附則第7条の3の2につきましては、法律の改正に合わせ住宅借入金特別控除に係る取得をした場合の控除期間の拡充と、次の2ページ目をお開き願います。住宅借入金特別控除に係る申告要件の廃止に伴う改正となっております。

次の3ページ目をお願いいたします。第9条につきましては、法律改正に合わせ申告特例の対象を特例控除対象寄附金とするなどの規定の整備を行っております。

次の4ページ目をお願いいたします。第9条の2につきましては、法律の改正に合わせ特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに申告特例控除額の適用があるものとする改正を行っております。

次に、飛びまして7ページまでをお願いいたします。第16条につきましては、これについてはこれから7、8、9、10、11ページにかけまして、法律改正に合わせ軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、重課を令和元年度に限ったものとして、平成29年度分の軽課を削除し、平成30年度分及び令和元年度分の軽課を新たに規定する改正をしております。

続きまして、12ページ目をお開き願います。第2条改正の条例第36条の2についてでございます。第7項において、法律改正に合わせ申告書記載事項の簡素化について新たに創設しております。

条例第36条の3の2につきましては、法律改正に合わせ単身児童扶養者の扶養親族申告書、給与の記載事項への追加をしております。

次の13ページをお願いいたします。条例第36条の3の3につきましては、単身児童扶養者の扶養親族申告書、年金の記載事項への追加をしております。

次に、14ページをお願いいたします。附則第15条の2につきましては、法律の改正に合わせ非課税とする臨時的軽減の規定を新たに創設しております。

第15条の2の2につきましては、これから15、16ページにかけ、附則第15条の2の創設したことによる条ずれの改正と、法律の改正に合わせ環境性能割の賦課徴収の特例を新たに創設しております。

16ページです。第16条につきましては、これから17、18、19ページにかけまして、法律改正に合わせ重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課を新たに創設しております。

続きまして、20ページ目をお願いいたします。第3条改正の条例第24条につきましては、

法律の改正に合わせ単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加について改正しております。

附則第16条につきましては、これから21ページにかけまして、法律の改正に合わせ令和4年度分及び令和5年度分の軽課対象に電気自動車等に限った上で新たに創設しております。

次に、22ページ目お願いいたします。第4条改正の附則第15条の6につきましては、法律の改正に合わせ特例期間に取得した自家用軽自動車に係る環境性能割について、税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新たに創設しております。

続きまして、23ページ目お願いします。第5条改正の条例第1条につきましては、法律の改正に合わせ大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置についての次の24ページ目の第13項から次の25ページ目の17項まで規定しております。その他所要の規定の整備も行っております。

続きまして、26ページ目お願いいたします。附則第1条第1項、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用すると。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用するものであります。

第1号では、これは1ページ目の条例第34条の7、2ページ目の附則第7条の4、3ページ目の附則第9条、4ページ目の附則第9条の2、27ページ目の附則第2条第2項から第4項までの規定について令和元年6月1日からの適用となります。

また、26ページの第2号では、14ページ目の附則第15条の2から18ページ目の第16条の2、28ページ目の附則第7条の規定は令和元年10月1日からの適用となります。

また、26ページですが、第3号ですが、12ページ目の条例第36条の2第7項から第10項、条例第36条の3の2、13ページ目の条例第36条の3の3、14ページ目の条例第36条の4の第1項、27ページ目の附則第3条の規定は、令和2年1月1日からの適用となります。

続きまして、27ページ目にあります第4号となります。これについては、20ページ目の条例第24条、28ページ目の附則第4条の規定ということで、令和3年1月1日からの適用となります。

第5号では、20ページ目の条例第16条、21ページ目の条例第16条の2、28ページ目の附則第8条の規定は、令和3年4月1日からの適用となります。

また、その他については、法律や政令の改正に合わせた改正、条や項のずれと規定の整備等であることから、説明を省略させていただきまして、補足の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 今詳細にわたって説明受けたわけなのですけれども、今回臨時議会ということで、きょう渡された議案なのです。今の説明でおよその部分は私もちょっと担当していましたからわかりますけれども、ある程度の前もって各議員に送られている議案でしたらわかるのですけれども、朝渡されて、今の説明でわかるかといったらほとんどわからないと思うのです。それで、今例えば2条改正、3条改正だとか、こうあるのですけれども、これは適用する前の改正だったのかどうだったのかだとか、いろいろあると思うのです。それで、今回のやつも含めてなのですけれども、突然出されるような議案でしたら解説した何かがないければやっぱりわからないと思うのです。いきなり提案されても非常に難しい。これは、議員としての勉強不足だと言われたらそれまでなのですけれども、もう少し優しい提案ができないものかどうか、その辺質問したいと思います。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 この辺につきましては、本日渡されたということで、ちょっと私も聞いたの初めてなのですけれども、今の件は今後事前に、何日か前にお渡しするとか、そういうことも配慮をしながら対応させていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 そういうことでやっていただきたいということと、やはり村民税ですから、多分ここで臨時議会を出すということは、給与所得者の税金が5月に発送せんければならないということできょう出してきたと思うのですけれども、直接的に住民に影響するものですから、これは先ほども言いましたけれども、もう少しわかりやすくきちっと出していただきたい。これは、議案としてはきちっとできているのですけれども、これではわかりにくいということで、再度お願いというか、要望して私の質問を終わりたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員ご指摘のとおりであります。大変申しわけありませんでした。税条例の改正等村民に直接かかわる条例改正の部分につきましては、やはりきちんとした説明責任が伴うことと考えております。今後かかる事案につきましては、事前に提出、あるいは具体的に解説をつけて提案をさせていただきたいというふうに思います。どうも申しわけありませんでした。

以上です。

○議 長 そのほか質問ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第22号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第23号

○議 長 日程第12、議案第23号 平成31年度更別村一般会計補正予算(第1号)の件
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第23号 平成31年度更別村一般会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条、題名の改正でありますけれども、題名を次のように改めるものであります。令
和元年度更別村一般会計予算。

第2条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万5,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,686万3,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。6ページをごらんください。6ページ、歳
出であります。款6農林水産業費で49万5,000円を追加し、補正後の予算額を4億2,482万
2,000円とするものであります。

項1農業費、目3農地費で49万5,000円の増であります。説明欄にまいりまして、説明欄
(1)、明渠排水事業経費で34万1,000円の追加であります。節19負担金補助及び交付金、
農林水産業関連助成金、国営土地改良事業新更別地区整備促進期成会助成金であります。

(2)、農地整備行政事務経費で15万4,000円の追加であります。節9旅費、普通旅費で15
万4,000円の追加であります。これは、いずれも新更別地区明渠排水の整備に伴う中央要請
等の旅費に充てるものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款18繰入金で49万5,000
円を追加し、補正後の予算額を4億1,655万2,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で49万5,000円の追加であります。説明欄にま
いりまして、節1財政調整基金繰入金で49万5,000円であります。財政調整基金から繰り入
れるということになります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第23号 平成31年度更別村一般会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第24号

○議 長 日程第13、議案第24号 平成31年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第24号 平成31年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件であります。

見出し、題名の改正、第1条として、題名を次のように改めるものであります。令和元年度更別村国民健康保険特別会計予算であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第24号 平成31年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第25号

○議長 次に、日程第14、議案第25号 平成31年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第25号 平成31年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条として、題名を次のように改めるものであります。令和元年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成31年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第26号

○議長 日程第15、議案第26号 平成31年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第26号 平成31年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

見出し、題名の改正、第1条、題名を次のように改めるものであります。令和元年度更別村介護保険事業特別会計予算であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第26号 平成31年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第27号

○議 長 日程第16、議案第27号 平成31年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第
1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第27号 平成31年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の
件であります。

1ページをごらんください。見出し、題名の改正、第2条といたしまして、題名を次の
ように改めるものであります。令和元年度更別村簡易水道事業特別会計予算であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第27号 平成31年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第28号

○議 長 日程第17、議案第28号 平成31年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第28号 平成31年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

題名の改正ということで、第2条といたしまして、題名を次のように改めるものであります。令和元年度更別村公共下水道事業特別会計予算であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成31年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後4時まで休憩といたします。

午後 3時44分 休憩

午後 4時03分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議 長 お諮りいたします。

ただいま休憩中に村長から議案第29号 監査委員の選任につき同意を求める件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、この際、議案第29号 監査委員の選任につき同意を求める件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第18 議案第29号

○議 長 日程第18、議案第29号 監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、上田さんの退場を求めます。

(上田議員退場)

○議 長 提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第29号 監査委員の選任につき同意を求める件であります。

村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議会からご推薦をいただいた方は、更別村字更別南1線95番地19若葉町、上田幸彦氏であります。昭和27年1月15日生まれ、67歳でございます。

上田幸彦氏を監査委員として選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号 監査委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 監査委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

上田さんの着席を求めます。

(上田議員入場)

○議 長 上田さんにお知らせいたします。

地方自治法第196条第1項の規定による議員選出の監査委員にあなたが選任されました。今後監査委員としてご尽力いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

この際、4時20分まで休憩といたします。

午後 4時08分 休憩

午後 4時23分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議 長 副村長の道職員からの派遣要請についての件について4番、松橋さんから緊急質問の申し出があります。松橋さんの緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

松橋さんの副村長の道職員からの派遣要請についての緊急質問に同意の上、日程の順序を変更して、直ちに日程第19として発言を許すことに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、松橋さんの副村長の道職員からの派遣要請についての緊急質問に同意の上、日程の順序を変更し、直ちに日程第19として発言を許すことは可決されました。

◎日程第19 緊急質問

○議 長 4番、松橋さんの発言を許します。

○4番松橋議員 議会で同意を得ましたので、緊急質問という形で村長に質問をさせていただきます。

昨日ですか、村長から個別にお話がありまして、ちょっとびっくりしたわけなのですが、それでももちろん皆さんの議会の同意も得ましたので、簡単に緊急質問の中身をしゃべらせていただきます。今般村長からの提案で、5月中に臨時会を開いて、道の職員、恐らく幹部職員なのでしょうけれども、副村長として招聘をしたいというお話がありまして、それでももちろん真意も今までにない経過でもありますので、簡単に質問させていただきます。

副村長の道職員からの派遣要請について、裏面に行きまして、副村長の重要性を考えるときに、もちろん短期間、ここはちょっと年数は切っておりますけれども、私自身考えるのに副村長という重要籍を更別を知らない道からの職員、幾ら技術があっても、聡明であ

っても、派遣では無理でないかと。それと、もう一点、村民感情として役場職員の中に適任者がいないと、それと更別の中にもいないという判断で道からの派遣を求めているのか。それで、更別は、ご承知のように十何年前、幕別町との合併を拒否して自立を選択をいたしました。それで、西山村政の前も、岡出村政もきちっと赤字団体でもありませんし、指導を受けるような間違った行政運営がなされているとは思いません。この際、その意味が道からの幹部職員を副村長として求めると、自由な村づくり、更別が今目指している村づくりができないかと。道から指示があるのでないかという、そういう心配もありますので、それについてお答えをいただきたいと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 松橋議員さんの緊急質問にお答えしたいというふうに思います。

今回副村長の道職員の派遣要請につきまして、これの大まかな理由につきましては、1つは生涯活躍のまち構想を本村が取り組んで近未来技術社会実装事業の推進を図るとともに、多様な行政課題に的確に対応し、時代に即した行政運営を進め、また新たな手法や発想で行政課題に積極的に取り組めるような組織に変革することを今までも取り組んでまいりました。今回の道職員の派遣は、今後組織づくりや私を含め職員の意識改革のために大きな柱となるというのが一つの大きな理念であります。

具体的には5項目についてその理由を申し上げたいというふうに思います。現在本村では、地域住民一人一人がみずから考え、主体的に行動することを目指した取り組みを推進し、平成30年3月に策定いたしました第6期更別村総合計画、10年計画に基づき、村民がいつまでも住み続けたい、また訪れたい活力のある村づくりを進めてまいっているところであります。

2点といたしまして、少子高齢化、人口減少が進む中、行政と住民が一体となって本村の未来をともにつくり上げていく取り組みが今必要であり、具体的には平成30年度からの内閣府の地方創生推進交付金を活用したこれまで進んでいなかった障害者、障害児福祉を推進するため、さらべつ版生涯活躍のまち基本構想、基本計画を策定し、今後実施に向けた計画策定を現在進めているところであります。ここ数年の間に取り組みを進める必要があると考えていますところから、事業の取り組みのため、議会への説明や交付金事業の活用に関する国からの協力、事業推進に関する北海道の協力が不可欠であると考えております。

3点目ではありますが、総務省の地域I o T実装推進事業等を活用した近未来技術社会実装事業や農林水産省のスマート農業加速化事業、また今年度新たに採択されましたICTを活用した移住定住政策、交通弱者への対策ですけれども、等を通じて、スマート農業においてはドローンを活用した農薬の空中散布や無人走行でのトラクターによる農作業の推進に着手することで、将来の農業基盤の安定を図ることを目指しております。事業推進のためには、本村単独で進めるよりも北海道からの協力を得て、オール北海道の取り組みとして道と協働で推進することで、より国からの協力も得やすくなるメリットがあることか

ら、国と道との調整が不可欠であり、こうした状況に対応できる職員の確保が喫緊の課題であると考えているところであります。

4点目は、村民が安心して生活が送ることができるよう、保健、医療、福祉、介護の充実を図るための地域包括ケアシステムの構築など多様な行政課題に的確に対応し、時代に即した行政運営を進めるためには、新たな手法や発想で行政課題に積極的に取り組めるような役場組織、役場職員の私も含めた意識改革を行うことが重要であり、4年前に村政を担ってから最優先に考えてきたところであります。今回北海道職員の視点から職員に対するさまざまな示唆、指導等を行っていただきたいというふうにも考えておるところであります。

5点目として、このため地方行財政、とりわけ市町村行政全般に精通している北海道職員で、企画力にすぐれ、議会や住民との調整、渉外能力がある職員を本村の副村長として派遣を要請したものであります。

また、松橋議員さんのご指摘の2問目にありますけれども、村の事情等よくわかっていないそのような方に副村長の職務を任せて大丈夫なのかということでもありますけれども、確かに本村に在任した経験がある職員が、今のところはっきりしておりませんが、来るわけではないということもあります。最初は本村の実情を把握するために時間がかかることは否めない事実であると思います。しかし、逆に北海道職員は、十勝管内だけでなく全道単位で異動し、さまざまな地域のことにも熟知しており、オール北海道の視野で勤めているところでありますし、まずさまざまな政策立案能力、調整能力にたけているものこの4年間で実感をしました。私がこれまでにお会いした職員の方々は、皆さん優秀な方ばかりで、前の4年間でさまざまな相談に乗っていただいたり、補助事業の採択等で助けていただきました。こうした点を踏まえると、私としては道から来る職員を信頼をし、副村長の責務を任せたいというふうに思っております。

また、村職員でもそういう副村長の責務を担える人はいるのではないかと。もちろんそうであります。この質問でありますけれども、4年前に村政を担ってからこれまで本村職員は本当にスピード感といいますか、いろんな形で行動すべきは今という私のスローガンのもと本当に苦勞をかけ、よく頑張ってくれていただきました。本当に感謝にたえないところであります。この4年間でさまざまな課題解決が図られ、新たな政策推進にも取り組みました。相当前進がされてきたのではないかとこのことを考えており、大いに感謝しているところであります。

しかしながら、一方で生涯活躍のまち構想、近未来技術社会実装事業の推進を図り、新たな手法や発想で行政課題に積極的に取り組めるような役場組織に変革することもまた必要であると考えております。私は、以前から申し上げており、今やらなければならないことが山積している中で、このたび副村長として北海道職員を受け入れることが今後の村の事業推進や職員の意識改革のために大きな柱となると考えていることから、今回の派遣要請としているものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今村長が5つほどいろいろ事業を手がけていると。それはもちろん承知はしていますし、そのとおりだと思いますし、ただ非常に疑問に思うのは、2番目に書きましたように全員協議会でもちょっと説明は受けましたけれども、規律を直すなり、職員からレポートを出してもらったり、それはそれで十分なのです。でも、僕議員として考えると、それは道に直結する、国の直結するとお願いするにしても幹部職員知っていれば速いかもしれませんが、村政って村長が思っているのとちょっと違うと思うのですけれども、違うと言ったら失礼なのですけれども、やっぱり村民の顔を知っている副村長を住民は求めるのではないですか。何年かわかりませんが、道職員の身分で腰かけで来られて、任期明けましたよと。普通十勝管内例外的に見なくても、副村長、教育長という三権の長は、こういう言い方は失礼でしょうけれども、次の時代更別をしょって行く、例えば首長選挙へ出るとか候補者になるとかだと思うのです。どこまでいっても年数は言わないですけれども、戻られると。確約をして来ていただくと。気持ちよくというか、条件が合えばいてくれるのかもしれませんが、その辺は聞きませんが、うち自立した村で、交付金はそれは20億近くいただいておりますけれども、決して固定資産税も所得税も他町村からそんなに負けているわけでもないですし、交付金なり、補助金なりもらいに行くのは、それは仕事するのですからいただければ十分なのですけれども、どうもその辺のギャップ、私だけかもしれませんが、あるような気がするのですけれども、余り抽象的なことは言いたくないのですけれども、果たして道から幹部、すごくキャリアなり、それは地方職の上級職持っているのかもしれませんが、どんな人かわかりませんが、先ほど全員協議会ではまだ人選できていないと。5月中、6月の1日を目指したいと。非常に危険だと僕は思って緊急質問しているのですけれども、逆の場合はこれ大変なことになると僕は思うのですけれども、それは職員の皆さん一生懸命やられているのは事実ですけれども、副村長ですから、その辺が本当にコミュニケーションとって、日々の業務に、その辺にすごく疑問を思うのです。必要枠で5つのこと上げまして、たくさん事業抱えていますから、新規も抱えていますから、スマート農業もそうでしょうし、全てそうでしょうけれども、その辺もう少しかちっと言っていたらかなければ、抽象的に言っていると非常にこちらも混乱するのですけれども、決して悪いとは、それでもし道と直轄の太いパイプができればそれはすばらしいことで、一々下から上がらなくても更別はあれだねとなる可能性ももちろんあるのでしょうけれども、少し違うのかなと、私自身です。その辺もうちょっとすたっと、難しいでしょうけれども、5つの事業をやりたいから上げている。もちろんスマート農業もCCRCもそうなのでしょうけれども、どうなのでしょう。正直余りこういうきつい発言はしたくないのですけれども、職員さんはいろいろ一生懸命やっているけれども、まだ足りないからおまえら頑張れよと、上から幹部来て指図するよともとれますけれども、そこら辺もうちょっと。

○議 長 西山村長。

○村 長 ご指摘の点何点かございました。

1つは、村のこのことによって自立性が損なわれるというふうには私は考えておりませんし、逆に外部のまた視点からも今進めている事業等、あるいは村づくりについての的確なそういうような視点のプロフェッショナルとしての経験に基づいたそういうような力を村として活用させていただければありがたいなというようなことを思っております。

また、補助金やいろんな採択部分がありますけれども、決してそのために道とのパイプを太くするというようなことではありません。あくまでも人材育成とか、職員が物足りないということではありませんし、本当によくやってくれていますし、今むしろ課題のほうがたくさんあり過ぎて、各課をまたいだ横展開の事業も必要になってきています。そういったときに政策能力とか横展開の調整能力というのですか、そういうことを私自身も学んでいかなければならないですし、道職員が持っているそういうような経験をそのとおりに生かしていただければなということを思っております。また、コミュニケーション等につきましても、これは積極的にやっていただくということと、腰かけで来ていただくというふうには考えておりません。村の課題を適切に把握をして、一緒になってやっていただいて、道職員の道庁の手法というものを我々に示して、そして同じように課題解決に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

ことしの最初の職員に対する話の中で、私はオン・ザ・セイム・ボート、オン・ザ・セイム・シップという話をしました。皆職員、我々理事者も含めまして同じ船に乗って、同じ方向を目指して、そして課題解決を一つ一つみんながこの船をこぎながら進んでいかなければ課題解決はできない。そのために道職員のいろんな持っているノウハウ、そしてそういう調整能力、政策立案能力を積極的に活用させていただくと同時に、それを職員とともに作り上げていきたい。村の未来を考えて、これから人材がたくさん育っていくわけですけれども、それに資する形で道職員の派遣を活用していきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 余りお気持ちわかるとは言いたくないのですが、今の首長というか、村長のお話を聞いていると、例えば田舎のこの村の職員さんは下で、下というのは順位です。道職員が上で、国のキャリアが一番上で、公務員の序列だというふうにもちょっと聞こえるのですが、本当にだからそれで村政が村民とうまく円滑にいくのであれば、それはすばらしい発想なのでしょうけれども、今のところまだ人選も途中だと。向こうから指名された人が恐らく来るのでしょうか、本当にその人選がびたり当たればそれはすばらしいでしょうけれども、更別の出身者でもない、知らない人だと思うのです。まして農業地帯、日本に冠たる農業地帯。その辺の心配は僕だけでなく皆さん持つと思うのですが、例えばここにいる幹部職員だっとなじむのに3カ月や6カ月かかると

思うのです。それでも残していったら実績が多ければ、それはそれで素晴らしい発想だったと言えるかもしれませんが、恐ろしがる必要もないのかもしれませんが、もう少し人選も含めて、時期も含めて落ちついて行動したほうが僕はいいかなと思って、質問を終わらせていただきます。どうも。

○議 長 西山村長。

○村 長 今何点かご指摘ありましたようにしっかりその辺は松橋議員さんのご指摘受けとめなければならぬというふうに考えています。

私は、国家公務員が上で、それで道職員が上で、地方自治体の職員が下であるというふうには考えておりません。今自治体職員に求められているのは、職員の皆さんにも申し上げておき、いかに住民のニーズを把握して、それを具体的な政策にして、それも財源の裏づけのあるそういう政策にして、一つ一つ実行して、豊かな村づくり、そういった住みやすい村づくりを目指すということでもあります。その能力が今住民の皆さんに問われていますし、その中で一番核となるのはコミュニケーション能力であるというふうに考えております。そういった意味においては、国、道、地方自治体の職員であろうと、自治体職員であればこのことを肝に銘じて努めなければいけないというふうに思っております。

更別村も一番最後に入植されまして、大変苦勞をして今日のような豊かな土地を先人の皆さんたちが開発されました。役場が最初からあったわけではありません。地域が開拓され、その中にいろんな集落ができ、子弟のために学校ができて、そして行政、あるいはそういうような部分の事務上そういうものが必要になって、そして役場ができ、役場職員がいて、そして村長がいるわけです。だから、根本は地域があって、この村が、役場が成り立っているということでもあります。そして、村長がその上に、その上というか、最後に来たわけでもあります。そういった意味から考えると、地域を主体にした地域住民のための、主人公である村民のための村政を実現するそういった気概を持って、私自身も含めて自治体職員として頑張っていかなければならないのではないかとこのように思っています。

ご指摘のとおり、何回か道庁にはこういう村をつくりたい、こういう力をかしてほしいということで今お願いを数回にわたって協議を重ねております。この協議の中で、今は具体的な氏名その他略歴等を申し上げることはできませんけれども、協議を進める中において議員の皆さん方にご提示をしながら、また提案をしながら、そしてご同意を得られるように鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

◎日程第20 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第20、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することに

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

これにて令和元年第2回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午後 4時48分閉会)